

附 則

- 1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則様式第 2号、様式第 6号及び様式第 6号の 2の規定により提出され、又は交付している書類は、それぞれ改正後の愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則様式第 2号、様式第 6号及び様式第 6号の 2の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第 245号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第 5条第 4項の規定により法第 6条第 2項の規定による届出と見なされる法附則第 5条第 1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第 6条第 3項において準用する法第 5条第 3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 6条第 3項において準用する法第 5条第 2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 4月間縦覧に供する。

平成22年 3月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
エスパス松山	松山市千舟町五丁目 7番 1	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,044㎡	1,119.8㎡	平成22年 3月 6日	平成22年 2月 18日
		駐車場の位置及び収容台数	19台	167台		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後 7時	午後 9時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 9時45分から午後 7時15分まで	午前 9時45分から午後 9時15分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1箇所	2箇所		

○愛媛県告示第 246号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6条第 1項及び第 8条第 1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成22年 3月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
寺内 301 - I - 39 (1)	四国中央市新宮町上山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	寺内 301 - I - 39 (1)	四国中央市新宮町上山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
赤滝 301 - I - 41 (1)	四国中央市新宮町上山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	赤滝 301 - I - 41 (1)	四国中央市新宮町上山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉谷 301 - I - 45 (1)	四国中央市新宮町上山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	杉谷 301 - I - 45 (1)	四国中央市新宮町上山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

影井 A 301 - I - 26 44(1)	四国中央市新宮町新宮（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	影井 A 301 - I - 26 44(1)	四国中央市新宮町新宮（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮川北 301 - I - 26 46(1)	四国中央市新宮町新宮（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	宮川北 301 - I - 26 46(1)	四国中央市新宮町新宮（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中西 301 - I - 25 47(1)	四国中央市新宮町新宮（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	中西 301 - I - 25 47(1)	四国中央市新宮町新宮（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺内北谷川 301 - 1084	四国中央市新宮町上山（次の図のとおり）	土石流	寺内北谷川 301 - 1084	四国中央市新宮町上山（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
田之内北谷川 301 - 1087	四国中央市新宮町上山（次の図のとおり）	土石流	田之内北谷川 301 - 1087	四国中央市新宮町上山（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
西ウトキ谷川 301 - 1089	四国中央市新宮町新瀬川（次の図のとおり）	土石流	西ウトキ谷川 301 - 1089	四国中央市新宮町新瀬川（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

日ノ浦 谷川 301 - 1091 - 1	四国中央市 新宮町新 瀨川 (次の 図のと おり)	土石流	日ノ浦 谷川 301 - 1091 - 1	四国中央市 新宮町新 瀨川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
日ノ浦 谷川 301 - 1091 - 2	四国中央市 新宮町新 瀨川 (次の 図のと おり)	土石流	日ノ浦 谷川 301 - 1091 - 2	四国中央市 新宮町新 瀨川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
寺の川 301 - 1094	四国中央市 新宮町新 宮 (次の 図のと おり)	土石流	寺の川 301 - 1094	四国中央市 新宮町新 宮 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
影井谷 川 301 - 1095	四国中央市 新宮町新 宮 (次の 図のと おり)	土石流	影井谷 川 301 - 1095	四国中央市 新宮町新 宮 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西市仲 谷川 301 - 1098	四国中央市 新宮町馬 立 (次の 図のと おり)	土石流	西市仲 谷川 301 - 1098	四国中央市 新宮町馬 立 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、四国中央土木事務所及び四国中央市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 247 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成22年 3月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の 区域	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	名 称	指定の 区域	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項
西畦 207 - I - 10 3(2)	大洲市 西畦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	西畦 207 - I - 10 3(2)	大洲市 西畦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
西大洲 (A) 207 - I - 10 6(2)	大洲市 西大洲 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	西大洲 (A) 207 - I - 10 6(2)	大洲市 西大洲 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
慶雲寺 207 - I - 10 7(2)	大洲市 慶雲寺 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	慶雲寺 207 - I - 10 7(2)	大洲市 慶雲寺 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
若葉台 (A) 207 - I - 11 2(2)	大洲市 只越 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	若葉台 (A) 207 - I - 11 2(2)	大洲市 只越 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
大洲北 中学校 裏 207 - I - 11 50(1)	大洲市 河内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大洲北 中学校 裏 207 - I - 11 50(1)	大洲市 河内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり

田ノ口 (B) 207 - I - 11 51(1)	大洲市 三番池 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	田ノ口 (B) 207 - I - 11 51(1)	大洲市 三番池 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
田ノ口 (C) 207 - I - 11 52(1)	大洲市 四番池 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	田ノ口 (C) 207 - I - 11 52(1)	大洲市 四番池 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
神宮 (A) 207 - I - 11 53(1)	大洲市 西岡 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	神宮 (A) 207 - I - 11 53(1)	大洲市 西岡 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
神宮 (B) 207 - I - 11 54(1)	大洲市 田ノ口 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	神宮 (B) 207 - I - 11 54(1)	大洲市 田ノ口 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
如法寺 (A) 207 - I - 11 56(1)	大洲市 如法寺 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	如法寺 (A) 207 - I - 11 56(1)	大洲市 如法寺 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
八尾 207 - I - 11 68(1)	大洲市 八尾 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	八尾 207 - I - 11 68(1)	大洲市 八尾 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
上大谷 川 207 - 1018	大洲市 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	上大谷 川 207 - 1018	大洲市 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
神宮川 207 - 1072 - 1	大洲市 神宮 (次の 図のと おり)	土石流	神宮川 207 - 1072 - 1	大洲市 神宮 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
神宮川 207 - 1072 - 2	大洲市 神宮 (次の 図のと おり)	土石流	神宮川 207 - 1072 - 2	大洲市 神宮 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
神宮川 207 - 1072 - 3	大洲市 神宮 (次の 図のと おり)	土石流	神宮川 207 - 1072 - 3	大洲市 神宮 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東四番 池川 207 - 1073	大洲市 山根 (次の 図のと おり)	土石流	東四番 池川 207 - 1073	大洲市 山根 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西四番 池川 207 - 1074	大洲市 山根 (次の 図のと おり)	土石流	西四番 池川 207 - 1074	大洲市 山根 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
天満川 207 - 1076	大洲市 中ヶ市 (次の 図のと おり)	土石流	天満川 207 - 1076	大洲市 中ヶ市 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
田口河 内川 207 - 1077	大洲市 河内 (次の 図のと おり)	土石流	田口河 内川 207 - 1077	大洲市 河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
田口河 内西川 207 - 1078	大洲市 河内 (次の 図のと おり)	土石流	田口河 内西川 207 - 1078	大洲市 河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
如法寺 川 207 - 1080 - 1	大洲市 如法寺 (次の 図のと おり)	土石流	如法寺 川 207 - 1080 - 1	大洲市 如法寺 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

如法寺川 207 - 1080 - 2	大洲市 如法寺 (次の 図のと おり)	土石流	如法寺川 207 - 1080 - 2	大洲市 如法寺 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
龜山川 207 - 1124	大洲市 梁瀬 (次の 図のと おり)	土石流	龜山川 207 - 1124	大洲市 梁瀬 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
龜山川 207 - 1125	大洲市 龜山 (次の 図のと おり)	土石流	龜山川 207 - 1125	大洲市 龜山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大吾森川 207 - 1135	大洲市 東山根 (次の 図のと おり)	土石流	大吾森川 207 - 1135	大洲市 東山根 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
森永川 207 - 1136	大洲市 西山根 (次の 図のと おり)	土石流	森永川 207 - 1136	大洲市 西山根 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大禅寺川 207 - 1137	大洲市 新屋敷 (次の 図のと おり)	土石流	大禅寺川 207 - 1137	大洲市 新屋敷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
浮舟川 207 - 1138	大洲市 新屋敷 (次の 図のと おり)	土石流	浮舟川 207 - 1138	大洲市 新屋敷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
新屋敷川 207 - 1139	大洲市 新屋敷 (次の 図のと おり)	土石流	新屋敷川 207 - 1139	大洲市 新屋敷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
椎の森東川 207 - 1140	大洲市 新屋敷 (次の 図のと おり)	土石流	椎の森東川 207 - 1140	大洲市 新屋敷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
椎の森川 207 - 1141	大洲市 椎の森 (次の 図のと おり)	土石流	椎の森川 207 - 1141	大洲市 椎の森 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
八尾下川 207 - 1144	大洲市 八尾 (次の 図のと おり)	土石流	八尾下川 207 - 1144	大洲市 八尾 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
谷田下川 207 - 1180	大洲市 池富 (次の 図のと おり)	土石流	谷田下川 207 - 1180	大洲市 池富 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
善滝川 207 - 1181	大洲市 池富 (次の 図のと おり)	土石流	善滝川 207 - 1181	大洲市 池富 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
柴尾川 207 - 1182	大洲市 柴尾 (次の 図のと おり)	土石流	柴尾川 207 - 1182	大洲市 柴尾 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
奥深井川 207 - 1183 - 1	大洲市 奥深井 (次の 図のと おり)	土石流	奥深井川 207 - 1183 - 1	大洲市 奥深井 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
奥深井川 207 - 1183 - 2	大洲市 奥深井 (次の 図のと おり)	土石流	奥深井川 207 - 1183 - 2	大洲市 奥深井 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

奥深井川 207 - 1183 - 3	大洲市 奥深井 (次の 図のと おり)	土石流	奥深井川 207 - 1183 - 3	大洲市 奥深井 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
奥深井川 207 - 1183 - 4	大洲市 奥深井 (次の 図のと おり)	土石流	奥深井川 207 - 1183 - 4	大洲市 奥深井 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
奥深井川 207 - 1183 - 6	大洲市 奥深井 (次の 図のと おり)	土石流	奥深井川 207 - 1183 - 6	大洲市 奥深井 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下里川 207 - 1184	大洲市 奥深井 (次の 図のと おり)	土石流	下里川 207 - 1184	大洲市 奥深井 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
深井下川 207 - 1185	大洲市 深井 (次の 図のと おり)	土石流	深井下川 207 - 1185	大洲市 深井 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
城地川 207 - 1186	大洲市 城地 (次の 図のと おり)	土石流	城地川 207 - 1186	大洲市 城地 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
古久米川 207 - 1187 - 3	大洲市 高山東 (次の 図のと おり)	土石流	古久米川 207 - 1187 - 3	大洲市 高山東 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
谷河内南川 207 - 1191 - 1	大洲市 谷河内 (次の 図のと おり)	土石流	谷河内南川 207 - 1191 - 1	大洲市 谷河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
谷河内南川 207 - 1191 - 2	大洲市 谷河内 (次の 図のと おり)	土石流	谷河内南川 207 - 1191 - 2	大洲市 谷河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
谷河内川 207 - 1192 - 1	大洲市 谷河内 (次の 図のと おり)	土石流	谷河内川 207 - 1192 - 1	大洲市 谷河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
谷河内川 207 - 1192 - 2	大洲市 谷河内 (次の 図のと おり)	土石流	谷河内川 207 - 1192 - 2	大洲市 谷河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西荒田川 207 - 1193	大洲市 荒田 (次の 図のと おり)	土石流	西荒田川 207 - 1193	大洲市 荒田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東荒田川 207 - 1194	大洲市 荒田 (次の 図のと おり)	土石流	東荒田川 207 - 1194	大洲市 荒田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
五郎岡川 207 - 1195 - 1	大洲市 岡 (次の 図のと おり)	土石流	五郎岡川 207 - 1195 - 1	大洲市 岡 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
五郎岡川 207 - 1195 - 2	大洲市 岡 (次の 図のと おり)	土石流	五郎岡川 207 - 1195 - 2	大洲市 岡 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び大洲市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 248 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成22年 3月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
ヒラマツC 443 - I - 16 54(1)	伊方町大江（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	ヒラマツC 443 - I - 16 54(1)	伊方町大江（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ヒラマツD 443 - I - 16 56(1)	伊方町大江（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	ヒラマツD 443 - I - 16 56(1)	伊方町大江（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志津 443 - I - 16 57(1)	伊方町志津（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	志津 443 - I - 16 57(1)	伊方町志津（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小島A 443 - I - 16 58(1)	伊方町小島（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	小島A 443 - I - 16 58(1)	伊方町小島（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小島B 443 - I - 16 59(1)	伊方町小島（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	小島B 443 - I - 16 59(1)	伊方町小島（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ヒノシタB 443 - I - 16 64(1)	伊方町神崎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	ヒノシタB 443 - I - 16 64(1)	伊方町神崎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大久 443 - I - 16 67(1)	伊方町大久（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	大久 443 - I - 16 67(1)	伊方町大久（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
タニノウエ 443 - I - 16 68(1)	伊方町大久（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	タニノウエ 443 - I - 16 68(1)	伊方町大久（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
シモダバ 443 - I - 16 69(1)	伊方町大久（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	シモダバ 443 - I - 16 69(1)	伊方町大久（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ムメノ谷 443 - I - 16 71(1)	伊方町川之浜（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	ムメノ谷 443 - I - 16 71(1)	伊方町川之浜（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西上A 443 - I - 16 74(1)	伊方町塩成（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	西上A 443 - I - 16 74(1)	伊方町塩成（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
振 443 - I - 16 77(1)	伊方町塩成（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	振 443 - I - 16 77(1)	伊方町塩成（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ミネ 444 - I - 19 9(2)	伊方町名取（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	ミネ 444 - I - 19 9(2)	伊方町名取（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

名取A 444 - I - 16 92(1)	伊方町名取（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	名取A 444 - I - 16 92(1)	伊方町名取（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名取B 444 - I - 16 93(1)	伊方町名取（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	名取B 444 - I - 16 93(1)	伊方町名取（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名取C 444 - I - 16 94(1)	伊方町名取（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	名取C 444 - I - 16 94(1)	伊方町名取（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名取D 444 - I - 16 95(1)	伊方町名取（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	名取D 444 - I - 16 95(1)	伊方町名取（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松C 444 - I - 17 02(1)	伊方町松（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	松C 444 - I - 17 02(1)	伊方町松（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松E 444 - I - 17 04(1)	伊方町松（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	松E 444 - I - 17 04(1)	伊方町松（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
与修D 444 - I - 17 24(1)	伊方町与修（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	与修D 444 - I - 17 24(1)	伊方町与修（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
串A 444 - I - 17 31(1)	伊方町串（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	串A 444 - I - 17 31(1)	伊方町串（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
串B 444 - I - 17 32(1)	伊方町串（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	串B 444 - I - 17 32(1)	伊方町串（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
串C 444 - I - 17 33(1)	伊方町串（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	串C 444 - I - 17 33(1)	伊方町串（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ヤナギノ 444 - I - 17 35(1)	伊方町串（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	ヤナギノ 444 - I - 17 35(1)	伊方町串（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
藤の実 444 - I - 17 37(1)	伊方町正野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	藤の実 444 - I - 17 37(1)	伊方町正野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
正の谷 444 - I - 17 39(1)	伊方町正野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	正の谷 444 - I - 17 39(1)	伊方町正野（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ダバ川 443 - 1223	伊方町大江（次の図のとおり）	土石流	ダバ川 443 - 1223	伊方町大江（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
下大江川 443 - 1225	伊方町大江（次の図のとおり）	土石流	下大江川 443 - 1225	伊方町大江（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
山神坊川 443 - 1226	伊方町大江（次の図のとおり）	土石流	山神坊川 443 - 1226	伊方町大江（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

大典川 443 - 1227	伊方町 大江 (次の 図のと おり)	土石流	大典川 443 - 1227	伊方町 大江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
小島川 443 - 1228	伊方町 小島 (次の 図のと おり)	土石流	小島川 443 - 1228	伊方町 小島 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西川 443 - 1230	伊方町 大久 (次の 図のと おり)	土石流	西川 443 - 1230	伊方町 大久 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西ノ川 443 - 1231	伊方町 大久 (次の 図のと おり)	土石流	西ノ川 443 - 1231	伊方町 大久 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
ミヤズ 川 443 - 1232	伊方町 大久 (次の 図のと おり)	土石流	ミヤズ 川 443 - 1232	伊方町 大久 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
脇川 443 - 1233	伊方町 大久 (次の 図のと おり)	土石流	脇川 443 - 1233	伊方町 大久 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
里川 443 - 1234	伊方町 大久 (次の 図のと おり)	土石流	里川 443 - 1234	伊方町 大久 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大久ダ バノ川 443 - 1235	伊方町 大久 (次の 図のと おり)	土石流	大久ダ バノ川 443 - 1235	伊方町 大久 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
マフセ 川 443 - 1237	伊方町 川之浜 (次の 図のと おり)	土石流	マフセ 川 443 - 1237	伊方町 川之浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東脇川 443 - 1239	伊方町 川之浜 (次の 図のと おり)	土石流	東脇川 443 - 1239	伊方町 川之浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
川之浜 ツル川 443 - 1240	伊方町 川之浜 (次の 図のと おり)	土石流	川之浜 ツル川 443 - 1240	伊方町 川之浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
北川 443 - 1242	伊方町 塩成 (次の 図のと おり)	土石流	北川 443 - 1242	伊方町 塩成 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
奥内川 444 - 1257	伊方町 松(次 の図の と おり)	土石流	奥内川 444 - 1257	伊方町 松(次 の図の と おり)	土石流	次の図のと おり
三谷川 444 - 1258	伊方町 松(次 の図の と おり)	土石流	三谷川 444 - 1258	伊方町 松(次 の図の と おり)	土石流	次の図のと おり
正野谷 川 444 - 1263	伊方町 正野 (次の 図のと おり)	土石流	正野谷 川 444 - 1263	伊方町 正野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
正野川 444 - 1264	伊方町 正野 (次の 図のと おり)	土石流	正野川 444 - 1264	伊方町 正野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

下野坂 川 444 - 1266 - 1	伊方町 正野 (次の 図のと おり)	土石流	下野坂 川 444 - 1266 - 1	伊方町 正野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下野坂 川 444 - 1266 - 2	伊方町 正野 (次の 図のと おり)	土石流	下野坂 川 444 - 1266 - 2	伊方町 正野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
牛の久 保川 444 - 1270	伊方町 串(次 の図の と おり)	土石流	牛の久 保川 444 - 1270	伊方町 串(次 の図の と おり)	土石流	次の図のと おり
内の浦 川 444 - 1271	伊方町 串(次 の図の と おり)	土石流	内の浦 川 444 - 1271	伊方町 串(次 の図の と おり)	土石流	次の図のと おり
山川 444 - 1284	伊方町 佐田 (次の 図のと おり)	土石流	山川 444 - 1284	伊方町 佐田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
重田川 444 - 1285	伊方町 大佐田 (次の 図のと おり)	土石流	重田川 444 - 1285	伊方町 大佐田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
天神川 444 - 1286	伊方町 大佐田 (次の 図のと おり)	土石流	天神川 444 - 1286	伊方町 大佐田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東川 444 - 1288	伊方町 井野浦 (次の 図のと おり)	土石流	東川 444 - 1288	伊方町 井野浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
井野浦 川 444 - 1289	伊方町 井野浦 (次の 図のと おり)	土石流	井野浦 川 444 - 1289	伊方町 井野浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大谷川 444 - 1290	伊方町 名取 (次の 図のと おり)	土石流	大谷川 444 - 1290	伊方町 名取 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
宮下川 444 - 1291	伊方町 名取 (次の 図のと おり)	土石流	宮下川 444 - 1291	伊方町 名取 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、八幡浜土木事務所及び伊方町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第249号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成22年 3月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中村川 207 - 1079	大洲市渡場 (次の 図のと おり)	土石流

奥深井川 207 - 1183 - 5	大洲市 奥深井 (次の 図のと あり)	土石流
古久米川 207 - 1187 - 2	大洲市 高山東 (次の 図のと あり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び大洲市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 250 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成22年 3月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串川 444 - 1262	伊方町串(次の図のとあり)	土石流
佐田川 444 - 1283	伊方町佐田(次の図のとあり)	土石流
串宮ノ下川 444 - 1268	伊方町串(次の図のとあり)	土石流
兵衛田川 444 - 1269	伊方町串(次の図のとあり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、八幡浜土木事務所及び伊方町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 251 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、西条市吉井土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・広江地区)の施行を平成22年2月24日認可した。

平成22年 3月 5日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

○愛媛県告示第 252 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県今治保健所及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年 3月 5日

愛媛県今治保健所長 上 田 昭

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社四国メッキ
今治市大西町脇甲 882
代表取締役 西坂 敏男
- 事業場の名称及び所在地
株式会社四国メッキ
今治市大西町脇甲 882
- 特定施設に関する事項
(1) 酸・アルカリ処理槽(No.1)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1日当たり50~100トン	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後6ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 80
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 20
		通常 48 最大 54

- 廃ガス洗浄装置(No.4)

特定施設の種類	政令別表第1第63号水 廃ガス洗浄施設
特定施設の能力	1分当たり1,080立方メートル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後6ヶ月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~9.0 最大 7.0~10.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 10
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0 最大 5	

4 汚水等の処理施設に関する事項

No.1 汚水処理施設

設 置 年 月 日	昭和52年 8月22日
処 理 施 設 の 種 類	物理処理、化学処理
処 理 施 設 の 型 式	凝集沈殿処理、pH調整
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 2.2メートル、横 1.6メートル、高さ 4.0メートル 縦 5.7メートル、横 2.5メートル、高さ 7.3メートル 縦 6.7メートル、横 2.0メートル、高さ 5.7メートル 縦 2.4メートル、横 1.7メートル、高さ 6.5メートル 縦 1.1メートル、横 1.6メートル、高さ 3.0メートル 縦 1.1メートル、横 1.6メートル、高さ 5.2メートル 直径 1.0メートル、高さ 2.0メートル 直径 5.5メートル、高さ 2.4メートル 縦 1.0メートル、横 0.8メートル、高さ 4.5メートル 縦 0.5メートル、横 0.72メートル、高さ 0.5メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり110立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集沈殿処理、pH調整
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	9時間
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し

処理施設に	項 目	処 理 前	処 理 後
よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.0 最大 5.0~9.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 300	通常 50 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 80	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 20	通常 2.0 最大 14
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 80 最大 100	通常 80 最大 100

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 14
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 80 最大 100

備考 その他に雨水排水口が9箇所ある。

○愛媛県告示第 253 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県今治保健所及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年 3月 5日

愛媛県今治保健所長 上 田 昭

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
越智源株式会社

今治市南日吉町一丁目 2 番14号

代表取締役 越智 敏裕

2 事業場の名称及び所在地

越智源株式会社

今治市南日吉町一丁目 2 番14号

3 特定施設に関する事項

(1) 45kgチーズ染色機 (No.17、18)

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり45キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0 洗浄廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 700 最大 800 洗浄廃水 通常 45 最大 59
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 100 最大 120 洗浄廃水 通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 40 最大 110 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	濃厚廃水 通常 3 最大 4 洗浄廃水 通常 12 最大 16	

(2) 25kgチーズ染色機 (No.19、20)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設
特定施設の能力	1回あたり25キログラム
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後30日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0 洗浄廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 700 最大 800 洗浄廃水 通常 45 最大 59
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 100 最大 120 洗浄廃水 通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 40 最大 110 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	濃厚廃水 通常 2 最大 3 洗浄廃水 通常 6 最大 8	

(3) 5kgチーズ染色機 (No.21~24)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり5キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0 洗浄廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 700 最大 800 洗浄廃水 通常 45 最大 59
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 100 最大 120 洗浄廃水 通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 40 最大 110 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0

	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	濃厚廃水 通常 40 最大 110 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		濃厚廃水 通常 1 最大 2 洗浄廃水 通常 1 最大 2

(4) 2kgチーズ染色機 (No.25~28)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能 力	1回あたり2キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0 洗浄廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 700 最大 800 洗浄廃水 通常 45 最大 59
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 100 最大 120 洗浄廃水 通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 40 最大 110 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	濃厚廃水 通常 1 最大 1 洗浄廃水 通常 1 最大 1

(5) 6kgチーズ染色機 (No.29)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設
特定施設の能 力	1回あたり6キログラム

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0 洗浄廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 700 最大 800 洗浄廃水 通常 45 最大 59
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 100 最大 120 洗浄廃水 通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 40 最大 110 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	濃厚廃水 通常 2 最大 3 洗浄廃水 通常 3 最大 4

(6) 12kgチーズ染色機 (No.30)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能 力	1回あたり12キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0 洗浄廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 700 最大 800 洗浄廃水 通常 45 最大 59

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	濃厚廃水 通常 100 最大 120 洗浄廃水 通常 60 最大 80
窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	濃厚廃水 通常 40 最大 110 洗浄廃水 通常 15 最大 40
りん含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	濃厚廃水 通常 2 最大 4 洗浄廃水 通常 4 最大 6

(7) 4kgチーズ染色機 (No.31)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能 力	1回あたり4キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0 洗浄廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 700 最大 800 洗浄廃水 通常 45 最大 59
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 100 最大 120 洗浄廃水 通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 40 最大 110 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	濃厚廃水 通常 8 最大 10 洗浄廃水 通常 100 最大 127	

(8) 90kgチーズ染色機 (No.32、33)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能 力	1回あたり90キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0 洗浄廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 700 最大 800 洗浄廃水 通常 45 最大 59
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 100 最大 120 洗浄廃水 通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 40 最大 110 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	濃厚廃水 通常 8 最大 10 洗浄廃水 通常 100 最大 127	

(9) 270kgチーズ染色機 (No.34)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能 力	1回あたり270キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0 洗浄廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 700 最大 800 洗浄廃水 通常 45 最大 59
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 100 最大 120 洗浄廃水 通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 40 最大 110 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		濃厚廃水 通常 32 最大 40 洗浄廃水 通常 208 最大 240

(10) 450kgチーズ染色機 (No.35)

特定施設の種類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり450キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	16時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0 洗浄廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 700 最大 800 洗浄廃水 通常 45 最大 59
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 100 最大 120 洗浄廃水 通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 40 最大 110 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	濃厚廃水 通常 40 最大 48 洗浄廃水 通常 256 最大 330
------------------------	----------------------------------------------------

(11) 100kg液流染色機 (No.36)

特定施設の種類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり100キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	6時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0 洗浄廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 600 最大 700 洗浄廃水 通常 45 最大 59
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 100 最大 120 洗浄廃水 通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 30 最大 60 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		濃厚廃水 通常 1 最大 2 洗浄廃水 通常 4 最大 8

(12) 60kg液流染色機 (No.37)

特定施設の種類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり60キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	

特定施設の1日当たりの使用時間		6時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		無 し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0 洗浄廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 600 最大 700 洗浄廃水 通常 45 最大 59
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 100 最大 120 洗浄廃水 通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 30 最大 60 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		濃厚廃水 通常 1 最大 1 洗浄廃水 通常 2 最大 7

(13) 150kg液流染色機 (No.38)

特定施設の種 類		政令別表第1第19号 ト 染色施設
特定施設の能力		1回あたり150キログラム
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手後30日
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		間 歇
特定施設の1日当たりの使用時間		6時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		無 し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0 洗浄廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 600 最大 700 洗浄廃水 通常 45 最大 59
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 100 最大 120 洗浄廃水 通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 30 最大 60 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15
	洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	濃厚廃水 通常 2 最大 2
	洗浄廃水 通常 8 最大 10

(14) 200kg液流染色機 (No.39、40)

特定施設の種 類		政令別表第1第19号 ト 染色施設
特定施設の能力		1回あたり200キログラム
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手後30日
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		間 歇
特定施設の1日当たりの使用時間		6時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		無 し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0 洗浄廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 600 最大 700 洗浄廃水 通常 45 最大 59
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 100 最大 120 洗浄廃水 通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 30 最大 60 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		濃厚廃水 通常 2 最大 3 洗浄廃水 通常 10 最大 13

(15) 30kg液流染色機 (No.41)

特定施設の種 類		政令別表第1第19号 ト 染色施設
特定施設の能力		1回あたり30キログラム
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手後30日

使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	6時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0 洗浄廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 600 最大 700 洗浄廃水 通常 45 最大 59
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 100 最大 120 洗浄廃水 通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 30 最大 60 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	濃厚廃水 通常 1 最大 2 洗浄廃水 通常 1 最大 2	

(16) 50kg液流染色機 (No.42)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能 力	1回あたり50キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	6時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0 洗浄廃水 通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 600 最大 700 洗浄廃水 通常 45 最大 59
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 100 最大 120 洗浄廃水 通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 30 最大 60 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	濃厚廃水 通常 1 最大 2 洗浄廃水 通常 1 最大 2	

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 30 最大 60 洗浄廃水 通常 15 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚廃水 通常 9.0 最大 15 洗浄廃水 通常 4.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		濃厚廃水 通常 1 最大 1 洗浄廃水 通常 2 最大 4

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年6月		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理		
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥処理、流動担体		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 23メートル、横 13メートル、高さ 7.6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり681立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥処理、流動担体		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 700 最大 800	通常 45 最大 59
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120	通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 110	通常 15 最大 40
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.0 最大 15	通常 4.0 最大 6.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 569 最大 681	通常 569 最大 681

(2) No.2 排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年 6月		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	pH調整		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 4.7メートル、横 2.7メートル、 高さ 5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり3,100立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	pH調整		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~10.5 最大 6.0~12.0	通常 6.5~7.5 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 45 最大 59	通常 45 最大 59
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 80	通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 40	通常 15 最大 40
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 6.0	通常 4.0 最大 6.0	
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 2,535 最大 3,100	通常 2,535 最大 3,100	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.5 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 45 最大 59
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 80
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 40

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,535 最大 3,100

備考 その他に雨水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第254号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県今治保健所及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年 3月 5日

愛媛県今治保健所長 上 田 昭

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社四国メッキ
今治市大西町脇甲 882
代表取締役 西坂 敏男
- 事業場の名称及び所在地
株式会社四国メッキ
今治市大西町脇甲 882
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第63号ホ、第65号
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の原材料の使用量及び汚水等の量並びに排出水の汚染状態の変更
- 特定施設に関する事項
(1) 酸・アルカリ処理槽(No.2)

	変 更 前	変 更 後	
原材料の種類及び1日当たりの使用量	塩酸(4~15パーセント)1日当たり2,000キログラム、水酸化ナトリウム水溶液(13~17パーセント)1日当たり500キログラム、塩化亜鉛アンモニウム水溶液(18~25パーセント)1日当たり30キログラム	塩酸(7~20パーセント)1日当たり0.4立方メートル、水酸化ナトリウム水溶液(14~18パーセント)1日当たり0.1立方メートル、塩化亜鉛アンモニウム水溶液(18~25パーセント)1日当たり0.06立方メートル	
特定施設の1日当たりの使用時間	10時間	9時間	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.8~7.8 最大 6.8~7.8	通常 5.5~8.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 8.0	通常 40 最大 60
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 25	通常 100 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 50 最大 80

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5.0 最大 10	通常 3.0 最大 20
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 85 最大 110	通常 32 最大 36

(2) 廃ガス洗浄装置 (No.3)

		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		水酸化ナトリウム水溶液(49パーセント)1日当たり8キログラム	水酸化ナトリウム1日当たり8キログラム
特定施設の1日当たりの使用時間		10時間	9時間
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.0 最大 6.5~7.0	通常 8.0~9.0 最大 7.0~10.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 3.0	通常 30 最大 50
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20	通常 50 最大 200
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 60	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 20	通常 2.0 最大 10

6 汚水等の処理施設に関する事項

No.1 汚水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設の1日当たりの使用時間		10時間		9時間	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~4.0 最大 3.0~4.0	通常 6.8~7.8 最大 6.8~7.8	通常 5.5~8.0 最大 5.0~9.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 5.0	通常 8.0 最大 8.0	通常 40 最大 60	通常 20 最大 30
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 60	通常 25 最大 25	通常 100 最大 300	通常 50 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 30 最大 50	通常 50 最大 80	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 5.0 最大 10	通常 3.0 最大 20	通常 2.0 最大 14
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 85 最大 110	通常 85 最大 110	通常 80 最大 100	通常 80 最大 100

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.8~7.8 最大 6.8~7.8	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 8.0	通常 20 最大 30
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 25	通常 50 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10	通常 2.0 最大 14
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 85 最大 110	通常 80 最大 100

備考 その他に雨水排水口が9箇所ある。

○愛媛県告示第255号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年3月5日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
21中局建(開)第45号 平成22年2月23日	伊予郡松前町大字東古泉字上又416番1	松山市古川西三丁目7番27号 メゾンD102号 水 田 裕

○愛媛県告示第 256 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 3月 5日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21中局建（開）第46号 平成22年 2月24日	東温市田窪字大坪1066番 1、1067番 4	東温市田窪1404番地 横 山 千 晶

○愛媛県告示第 257 号

河川法（昭和39年法律第 167 号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 3月 5日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の 名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川宮内川水系 宮内川	宮内川左岸堤防	八幡浜市保内町宮内 8 番耕地131番 1 地先から同市保内町宮内 8 番耕地130番 2 地先まで	道路管理者 八幡浜市長 八幡浜市北浜一丁目 1 番 1 号
〃	〃	八幡浜市保内町宮内 8 番耕地48番 1 地先から同市保内町宮内 8 番耕地43番 3 地先まで	〃
〃	〃	八幡浜市保内町宮内 6 番耕地58番 1 地先から同市保内町宮内 6 番耕地58番 3 地先まで	〃
〃	〃	八幡浜市保内町宮内 6 番耕地35番 3 地先から同市保内町宮内 6 番耕地26番 1 地先まで	〃
〃	〃	八幡浜市保内町宮内 5 番耕地299番 1 地先から同市保内町宮内 5 番耕地21番 1 地先まで	〃
〃	〃	八幡浜市保内町宮内 5 番耕地21番 2 地先から同市保内町宮内 1 番耕地559番 2 地先まで	〃
〃	〃	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地557番 4 地先から同市保内町宮内 1 番耕地509番 1 地先まで	〃
〃	〃	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地346番 1 地先から同市保内町宮内 1 番耕地147番 3 地先まで	〃
〃	〃	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地148番 2 地先から同市保内町川之石 1 番耕地243番 7 地先まで	〃
〃	宮内川右岸堤防	八幡浜市保内町宮内 9 番耕地32番 2 地先から同市保内町宮内 9 番耕地31番 1 地先まで	〃
〃	〃	八幡浜市保内町宮内 4 番耕地192番 1 地先から同市保内町宮内 2 番耕地147番 1 地先まで	〃
〃	〃	八幡浜市保内町宮内 2 番耕地146番 3 地先から同市保内町宮内 2 番耕地72番 4 地先まで	〃
〃	〃	八幡浜市保内町宮内 2 番耕地61番 2 地先から同市保内町宮内 2 番耕地50番 1 地先まで	〃
〃	〃	八幡浜市保内町川之石 3 番耕地 8 番 2 地先から同市保内町川之石 3 番耕地13番 2 地先まで	〃
二級河川宮内川水系 西之河内川	西之河内川左岸堤防	八幡浜市保内町宮内 2 番耕地147番 1 地先から同市保内町宮内 2 番耕地147番 1 地先まで	〃
〃	〃	八幡浜市保内町宮内 4 番耕地746番 3 地先から同市保内町宮内 4 番耕地717番 2 地先まで	〃
〃	〃	八幡浜市保内町宮内 2 番耕地664番 4 地先から同市保内町宮内 2 番耕地147番 1 地先まで	〃
〃	〃	八幡浜市保内町宮内 3 番耕地 4 番 3 地先から同市保内町宮内 4 番耕地748番 3 地先まで	〃

"	西之河内川右岸堤防	八幡浜市保内町宮内 2 番耕地146番 2 地先から同市保内町宮内 2 番耕地146番 3 地先まで	"
二級河川宮内川水系 里川	里川左岸堤防	八幡浜市保内町宮内 5 番耕地537番 2 地先から同市保内町宮内 5 番耕地539番 1 地先まで	"
"	"	八幡浜市保内町宮内 5 番耕地296番 2 地先から同市保内町宮内 5 番耕地299番 1 地先まで	"
二級河川喜木川水系 喜木川	喜木川左岸堤防	八幡浜市保内町喜木 3 番耕地260番地先から同市保内町喜木 3 番耕地238番 2 地先まで	"
"	"	八幡浜市保内町須川606番 1 地先から同市保内町須川49番 3 地先まで	"
"	"	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地712番 9 地先から同市保内町喜木 1 番耕地390番11 地先まで	"
"	"	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地290番地先から同市保内町喜木 1 番耕地68番 5 地先まで	"
"	"	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地66番 4 地先から同市保内町宮内 1 番耕地72番 1 地先まで	"
"	"	八幡浜市保内町川之石 1 番耕地 2 番 2 地先から同市保内町川之石 1 番耕地52番 1 地先まで	"
"	"	八幡浜市保内町川之石 1 番耕地53番11地先から同市保内町川之石 1 番耕地236番16地先まで	"
"	喜木川右岸堤防	八幡浜市保内町喜木 2 番耕地70番 2 地先から同市保内町喜木 2 番耕地97番 9 地先まで	"
"	"	八幡浜市保内町喜木 2 番耕地13番 1 地先から同市保内町喜木 2 番耕地70番 1 地先まで	"
"	"	八幡浜市保内町喜木 2 番耕地221番 1 地先から同市保内町宮内 1 番耕地 5 番 1 地先まで	"
"	"	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地16番 1 地先から同市保内町宮内 1 番耕地92番 1 地先まで	"
"	"	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地184番 4 地先から同市保内町宮内 1 番耕地189番地先まで	"
"	"	八幡浜市保内町宮内 1 番耕地185番 2 地先から同市保内町宮内 1 番耕地185番 2 地先まで	"
"	"	八幡浜市保内町川之石 1 番耕地242番 1 地先から同市保内町川之石 1 番耕地243番 6 地先まで	"
二級河川喜木川水系 新川	新川右岸堤防	八幡浜市保内町須川1257番地先から同市保内町須川1217番 1 地先まで	"
"	"	八幡浜市保内町須川209番 1 地先から同市保内町須川56番 6 地先まで	"
"	"	八幡浜市保内町須川51番 1 地先から同市保内町須川49番 3 地先まで	"
二級河川千丈川水系 千丈川	千丈川右岸堤防	八幡浜市郷 2 番耕地157番 1 地先から同市郷 2 番耕地106番 1 地先まで	"
"	"	八幡浜市郷 2 番耕地47番 3 地先から同市郷 2 番耕地 7 番 2 地先まで	"

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年 3月 5日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第 258 号

河川法（昭和39年法律第 167 号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局八幡浜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 3月 5日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川伊方大川水系伊方大川	伊方大川左岸堤防	西宇和郡伊方町河内21番地先から同町湊浦83番1地先まで	道路管理者 伊方町長 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
"	伊方大川右岸堤防	西宇和郡伊方町湊浦663番4地先から同町湊浦868番1地先まで	"
二級河川伊方新川水系伊方新川	伊方新川左岸堤防	西宇和郡伊方町川永田甲1021番地先から同町川永田甲942番4地先まで	"
"	伊方新川右岸堤防	西宇和郡伊方町川永田甲941番2地先から同町川永田乙493番3地先まで	"
二級河川九町新川水系九町新川	九町新川右岸堤防	西宇和郡伊方町九町1番耕地2054番地先から同町九町1番耕地1614番2地先まで	"
"	"	西宇和郡伊方町九町4番耕地296番地先から同町九町4番耕地810番3地先まで	"
二級河川三崎大川水系三崎大川	三崎大川右岸堤防	西宇和郡伊方町三崎2865番地先から同町三崎649番地先まで	"
"	三崎大川左岸堤防	西宇和郡伊方町三崎28619番地先から同町三崎2600番地先まで	"
"	三崎大川右岸堤防	西宇和郡伊方町三崎2810番地先から同町三崎2842番地先まで	"
"	"	西宇和郡伊方町三崎2804番地先から同町三崎2805番地先まで	"
"	三崎大川左岸堤防	西宇和郡伊方町三崎2709番地先から同町三崎2709番地先まで	"

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成22年 3月 5日から道路の存続する日まで

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3月 5日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）その他の法令に定めるもののほか、<u>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(医師の指定)</p> <p>第2条 法</p>	<p>(医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」</p>

第4条の3第2項又は第12条の3の診断を行う医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気(令 第8条第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	省略
省略	

2・3 省略

(猟銃安全指導委員の活動区域)

第3条 猟銃安全指導委員規則(平成21年国家公安委員会規則第12号)第2条第1項に規定する公安委員会が定める活動区域は、警察署の管轄区域とする。

第4条 省略

第5条 省略

第6条 省略

という。)第4条の3第2項又は第12条の3の診断を行う医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「令」という。)第8条第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	省略
省略	

2・3 省略

第2条 省略

第3条 省略

第4条 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

○公示送達

萩森喜惣治、鳶岩重吉、萩森源治、萩森元三郎、萩森祐七、萩森徳平、萩森吉蔵、萩森本治、萩森定八、萩森為吉、萩森文太郎、萩森只太郎、小出長太郎、萩森熊太郎、萩森伊勢松、萩森午太郎、萩森宇太郎、萩森孫吉、萩森彦十郎、小出伊平、松本常八、萩森喜平太、松本傳七、松本新八、小出利平、佐藤庄七、松本吉三郎、松本辰治、松本長治郎、松本平七、松本九十郎、松本亀蔵、松本伊三郎、松本七平、松本與平治、宇都宮友治、松本七蔵、宇都宮傳太郎、宇都宮兼太郎、松本安太郎、萩森安吉、宇都宮善太郎(愛媛県西予市宇和町皆田451番2の登記名義人)

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局(愛媛県土木部管理局用地課)において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第5項の規定により、平成22年3月25日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成22年3月5日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

平成22年2月24日付け裁決書